

退職所得に対する市・県民税額の計算例

(平成 25 年 1 月 1 日以降の退職所得に対する市県民税額)

納税者について

A さん
退職手当等の金額：10,473,000 円
勤続年数：20 年
その他：勤続年数 5 年以下の役員等に該当しません

(1)退職所得控除額を求める

勤続年数 20 年の場合の退職所得控除額
 $400,000 \times 20 = \underline{8,000,000}$ 円

(2)退職所得金額を求める

$(10,473,000 \text{ 円} - 8,000,000 \text{ 円}) \times 2 \text{ 分の } 1 = 1,236,500$
→1,000 円未満を切り捨て、1,236,000 円

(3)市民税額・県民税額を求める

〔市民税額〕 $1,236,000 \text{ 円} \times 6\% = 74,160 \text{ 円}$
→100 円未満を切り捨て、74,100 円

〔県民税額〕 $1,236,000 \text{ 円} \times 4\% = 49,440 \text{ 円}$
→100 円未満を切り捨て、49,400 円

(4)特別徴収税額を求める

$74,100 + 49,400 = \boxed{123,500}$ 円